

事務連絡
令和6年1月18日

各都道府県被災者生活再建支援法制度主管部局長 殿
公益財団法人都道府県センター事業部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和6年能登半島地震に係る被災者生活再建支援金の支給手続の弾力化について

今般の令和6年能登半島地震の影響により、多数の被災者が本人確認書類等を亡失等し、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給に際して本人であること等を確認できない場合が想定されることから、下記のとおり、手続を弾力化しますので、貴都道府県内の市町村にもお知らせいただき、被災者への周知が図られますよう、お願いいたします。

なお、本事務連絡の内容についてはデジタル庁デジタル社会共通機能グループID認証・マイナンバー担当及び総務省自治行政局住民制度課とは協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1. 住民票の添付省略について

支援金の申請手続きにおいては、マイナンバーを活用することで住民票の添付を省略できることとしており、その運用に際しては、申請時に本人や代理人からマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことを原則としているところです。

一方、今回の被災により申請者自らマイナンバーを記載することが困難であり、本人確認書類等による申請者の身元確認が困難な場合には、住所地の市町村窓口の担当者が電話等により、本人であることを口頭質問により確認（※）した上で、市町村職員が住民基本台帳を参照し、当該申請者のマイナンバーを当該申請者に代わって記載することができることとします。

（※）申請者が本人であることの口頭確認方法

市町村において、本人のみが了知していると考えられる事項（例えば、世帯構成、同一世帯の者の生年月日、世帯の構成員が一人である場合はその旨等）について、口頭で陳述させることにより、本人であることを確認（この場合においては、口頭陳述で本人確認を行った旨及びその内容を申請書に記載すること）。

なお、この方法による場合には、複数名によるチェックを徹底するとともに、デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に則って適切な事務処理を行ってください。

2. 預金通帳の写しの添付省略について

支援金の申請においては、預金通帳の写しの添付を必要としている場合がありますが、今回の災害により申請者が預金通帳を紛失した場合は、申請者の口座に係る金融機関・支店名、口座番号を申告させることにより、預金通帳の写しの添付を省略することができます。

3. 振込先口座の開設について

今般の災害を受け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正され、金融機関において振込先口座を開設するにあたり、被災者が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人確認を行うことが困難である場合には、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、被災者の申告により本人確認ができることとなっております。

以上

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

宮下、津軽、北島

TEL 03-5253-2111（内線51279）

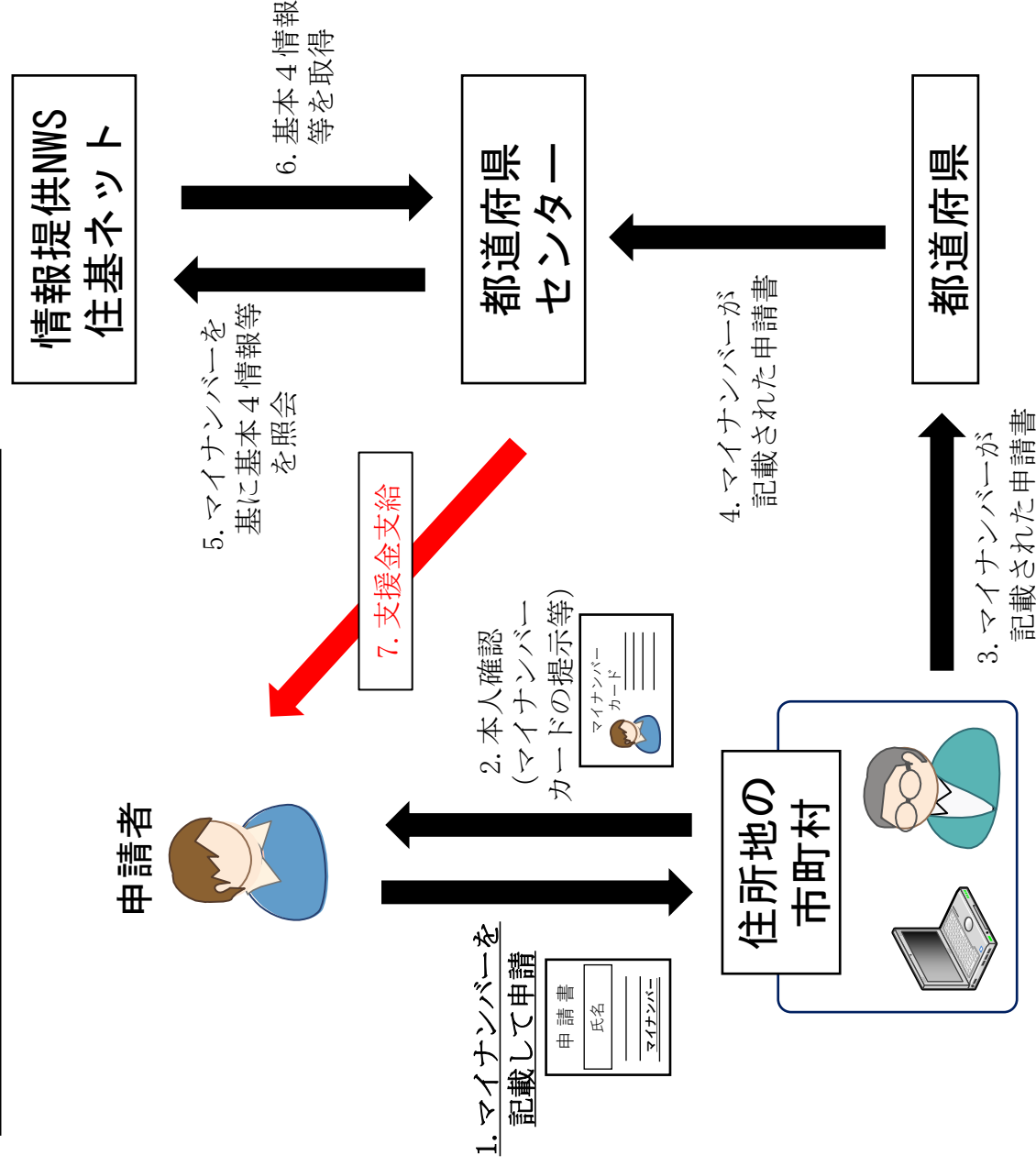
03-3503-9394（直通）

令和6年能登半島地震に係る被災者生活再建支援金の支給手続の弾力化 (住民票の添付省略イメージ)

- ① 支援金支給申請書にマイナンバーを記載することにより、住民票の添付省略が可能。
- ② マイナンバーの記載が困難な場合、申請者に対する本人確認を経て、市町村職員が申請者に代わってマイナンバーを記載することにより、住民票の添付省略が可能。

通常

① 申請者自らマイナンバーを記載



今回

② 住所地の市町村職員が申請者に代わりマイナンバーを記載

